

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

規 則	福 島 県 行 政 組 織 規 則 の 一 部 を 改 正 す る 規 則	一四
告 示	大規模小売店舗の変更の届出について意見があった件	一四
	地籍調査の成果について認証した件	一四
	土地改良区の定款の変更を認可した件三件	一四
	保安林の指定施業要件を変更する予定である件	一四
	道路の区域を変更する件八件	一四
	道路の供用を開始する件四件	一四
	急傾斜地崩壊危険区域として指定する件	一四
	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を指定する件	一四
	都市計画事業の事業計画の変更を認可した件二件	一四
公 告	特定非営利活動法人の設立の認証の申請があった件	一五
	土地改良区の役員が就任した旨届出があった件	一五
	福 島 県 公 安 委 員 会	一五
	福 島 県 道 路 交 通 規 則 の 一 部 を 改 正 す る 規 則	一五

規 則

福島県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年三月二十八日

福島県知事 佐藤雄平

福島県規則第三十五号

福島県行政組織規則の一部を改正する規則

福島県行政組織規則（平成十五年福島県規則第二十四号）の一部を次のように改正す

る。

第十七条の表中 「(工事検査課) 二十 農林水産部及び土木部所管工事の検査に關すること。」を

「(工事検査課) 二十一 農林水産部及び土木部所管工事の検査に關すること。」に改め、第十六号から第十九号までを一号ずつ繰り下げ、 「(入札用度課) 十五 物品に係る事務の調整に關すること。」

を 「(入札用度課) 十六 物品に係る事務の調整に關すること。」に改め、第十四号を第十五号とし、

第十三号を第十四号とし、 「(審査課) 十二 会計事務の指導に關すること。」を 「(審査課) 十三 会計事務の指導に關すること(他課の所掌に属するものを除く。)」に改め、第三号から第十一号までを一号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の一号を加える。

三 会計事務の指導に係る企画及び調整に關すること。

附 則 この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。

(行政経営課)

告 示

福島県告示第九十一号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第一項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十六年三月二十八日から同年四月二十八日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県会津地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び会津若松市観光商工部商工課に備え置いて縦覧に供する。
平成二十六年三月二十八日

福島県知事 佐藤雄平

一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地

エコタウン会津若松 福島県会津若松市町北町大字始字深町十四番地ほか

二 法第八条第一項の規定により会津若松市から聴取した意見の概要

意見なし。
(商業まちづくり課)

福島県告示第九十二号

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、福島市の地域内における地籍調査の成果について、次のとおり認証した。

平成二十六年三月二十八日

福島県知事 佐藤雄平

一 調査を行った者の名称
福島市

二 成果の名称
福島市大波の一部に係る地籍図及び地籍簿

(農村計画課)

福島県告示第九十三号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定により、そうま土地改良区から平成二十六年三月四日付けで申請のあった定款の変更について、同月十九日認可した。

平成二十六年三月二十八日

福島県知事 佐藤雄平

(農村計画課)

福島県告示第九十四号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定により、福島市土地改良区から平成二十六年三月十四日付けで申請のあった定款の変更について、同月十九日認可した。

平成二十六年三月二十八日

福島県知事 佐藤雄平

(農村計画課)

福島県告示第九十五号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定により、広野町土地改良区から平成二十六年三月七日付けで申請のあった定款の変更について、同月二十日認可した。

平成二十六年三月二十八日

福島県知事 佐藤雄平

(農村計画課)

福島県告示第九十六号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成二十六年三月二十八日

福島県知事 佐藤雄平

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

いわき市大久町小久字南沢一三、一四の一、一五、大久町大久字才加良作一五、

一六、一七、二四、字道六神八九の六八

2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件
(一) 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採をすることができるとする立木は、いわき市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(一) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

二 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

いわき市大久町大久字石ノ本七七の六、七八の一

2 保安林として指定された目的
土砂の崩壊の防備

3 変更後の指定施業要件
(一) 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採をすることができるとする立木は、いわき市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(一) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及びいわき市役所に備え置いて縦覧に供する。)

(森林保全課)

福島県告示第九十七号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、一般国道に於いて道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県東北建設事務所平成二十六年三月二十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年三月二十八日

福島県知事 佐藤雄平

路線名	区 間	変更前 の別	変更後 敷地の幅員 (メートル)	延 (メートル) 長

一般国道 三四九号	伊達市保原町柱田字平 一六二番二地先から 同 市保原町字大田六 九番二地先まで	変更前 二二・二〇 二二・一五	変更後 二二・二〇 四二・一五	二二六・一〇 二二六・一〇
--------------	--	-----------------------	-----------------------	------------------

(道路計画課)

福島県告示第百九十八号
 道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県県中建設事務所平成二十六年三月二十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年三月二十八日

福島県知事 佐藤 雄 平

路線名 県道飯野 三春石川 線	区 間 郡山市中田町大字黒木 字宮ノ前二五三番二地 先から 同 市中田町大字木目 沢字堀ノ内七八番二地 先まで	変更前 の別	変更後 の別	敷地の幅員 (メートル) 延 長 (メートル)
		A 四・〇〇 二〇・四	A 四・〇〇 二〇・四	七八五・八
		B 一〇・八〇 六五・〇	B 一〇・八〇 六五・〇	七五六・二
				七八五・八
				七五六・二

(道路計画課)

福島県告示第百九十九号
 道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県県中建設事務所平成二十六年三月二十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年三月二十八日

福島県知事 佐藤 雄 平

路線名 県道小野 郡山線	区 間 郡山市中田町中津川字 町田前四八九番一二地 先から 同 市中田町中津川字 町田前三二四番地先ま で	変更前 の別	変更後 の別	敷地の幅員 (メートル) 延 長 (メートル)
		一一・五〇 三〇・三	一一・五〇 三〇・三	三六七・〇
				三六七・〇

(道路計画課)

福島県告示第二百号
 道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、一般国道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県会津若松建設事務所平成二十六年三月二十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年三月二十八日

福島県知事 佐藤 雄 平

路線名 一般国道 一二二二号	区 間 大沼郡三島町大字早戸 字小津巻六九番地先か ら 同 郡同 町大字早戸 字湯ノ平六七四番二一 地先まで	変更前 の別	変更後 の別	敷地の幅員 (メートル) 延 長 (メートル)
		一一・〇〇 六二・〇	B 二一・八〇 一八三・七	五九九・七
				五九九・一

福島県告示第二二〇号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県喜多方建設事務所で平成二十六年三月二十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年三月二十八日

福島県知事 佐藤 雄平

路線名	区 間	変更前の別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
県道熱塩 加納会津 坂下線	喜多方市熱塩加納町宮 川字岩尾西四〇番一 地 先から	変更前	五・六	五三二・五
		変更後	一一・六 二五・五	
同	市熱塩加納町宮 川字諏訪林一六〇二番 一 地先まで	変更前	一一・六	五三二・五
		変更後	一一・六 二五・五	

(道路計画課)

福島県告示第二二二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県いわき建設事務所で平成二十六年三月二十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年三月二十八日

福島県知事 佐藤 雄平

路線名	区 間	変更前の別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
県道小名 浜小野線	いわき市内郷高野町字 中倉一〇八番一〇地先 から	変更前	八・〇	二八〇・〇
		変更後	二四・〇	

(道路計画課)

福島県告示第二二三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県いわき建設事務所で平成二十六年三月二十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年三月二十八日

福島県知事 佐藤 雄平

路線名	区 間	変更前の別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
県道小名 浜小野線	いわき市内郷高野町字 中倉一〇八番一〇地先 から	変更前	一一・〇	二八〇・〇
		変更後	三〇・五	
同	市内郷高野町字 中倉九四番七地先まで	変更前	一一・〇	二八〇・〇
		変更後	二四・五	

(道路計画課)

福島県告示第二二四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県いわき建設事務所で平成二十六年三月二十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年三月二十八日

福島県知事 佐藤 雄平

路線名	区 間	変更前の別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
県道皿貝 勿来停車	いわき市田人町黒田字 台五一番地先から	変更前	七・五	四六〇・〇
		変更後	二一・六	

(道路計画課)

同 市内郷高野町字
中倉九四番七地先まで

変更後

一一・〇
三〇・五

二八〇・〇

場線	同 市田人町黒田字 一ノ倉二二八番三地先 まで	変更後	一〇・三丁 三四・五	四六〇・〇
----	-------------------------------	-----	---------------	-------

(道路計画課)

福島県告示第二百五号
 道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県中建設事務所で平成二十六年三月二十八日から二週間一般の縦覧に供する。
 平成二十六年三月二十八日

福島県知事 佐藤雄平

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 期 日
県道飯野三春石川線	郡山市中田町大字黒木字宮ノ前二 五三番一地从先から 同 市中田町大字木目沢字堀ノ内 七八番二地先まで	平成二十六年三月二十八日

(道路計画課)

福島県告示第二百六号
 道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県中建設事務所で平成二十六年三月二十八日から二週間一般の縦覧に供する。
 平成二十六年三月二十八日

福島県知事 佐藤雄平

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 期 日
県道小野郡山線	郡山市中田町中津川字町田前四八 九番一、二地先から 同 市中田町中津川字町田前三一 四番地先まで	平成二十六年三月二十八日

(道路計画課)

福島県告示第二百七号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県南会津建設事務所で平成二十六年三月二十八日から二週間一般の縦覧に供する。
 平成二十六年三月二十八日

福島県知事 佐藤雄平

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 期 日
一般国道四〇〇号	南会津郡南会津町高野字廻館一四 番一地从先から 同 郡同 町高野字廻館三六 番一地从先まで	平成二十六年三月二十八日

(道路計画課)

福島県告示第二百八号
 道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県いわき建設事務所で平成二十六年三月二十八日から二週間一般の縦覧に供する。
 平成二十六年三月二十八日

福島県知事 佐藤雄平

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 期 日
県道小名浜小野線	いわき市内郷高野町字中倉一〇八 番一〇地从先から 同 市内郷高野町字中倉九四番 七地先まで	平成二十六年三月二十八日

(道路計画課)

福島県告示第二百九号
 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和四十四年法律第五十七号)第三条第一項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域として次のとおり指定する。
 平成二十六年三月二十八日

福島県知事 佐藤雄平

- 1 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第三条第一項の土地の区域の名称 駒谷
- 2 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第三条第一項の土地の区域の表示

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から標柱三号まで、標柱九号、標柱八号及び標柱七号を順次結んだ線並びに標柱七号と標柱一号を結んだ線に囲まれた土地の区域並びに標柱四号から標柱六号まで、標柱十二号、標柱十一号及び標柱十号を順次結んだ線並びに標柱十号と標柱四号を結んだ線に囲まれた土地の区域
いわき市内郷高坂町

高橋 二十三番二 一号

二十三番一 二号

三本杉 二十四番二 七号及び八号

三十二番 三十三番 三号及び九号

高橋 三十二番 四号及び十号

二一 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第三條第一項の土地の区域の名称
芦田塚 五号、六号、十一号及び十二号

二 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第三條第一項の土地の区域の表示
次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から標柱九号までを順次結んだ線及び標柱九号と標柱一号を結んだ線に囲まれた土地の区域

須賀川市 七番十一 一号

六郎兵衛 八十九番八 二号

芦田塚 百八十九番 三号

百九十一番 四号

百九十二番 五号、六号及び七号

百九十三番 八号

六郎兵衛 一番二 九号

三 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第三條第一項の土地の区域の名称
竹貫2号

二 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第三條第一項の土地の区域の表示
次の図のとおり

(「次の図」は、省略し、その図面を福島県土木部河川港湾総室砂防課及び福島県
県中建設事務所に備え置いて縦覧に供する。)

(砂 防 課)

福島県告示第二十号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律
第五十七号)第六條第一項及び第八條第一項の規定により、土砂災害警戒区域及び土砂
災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成二十六年三月二十八日

福島県知事 佐藤 雄平

一 土砂災害警戒区域

区域名	区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	次の図のとおり
北田1号沢	伊達市月館町下手渡字北田	土石流	次の図のとおり
町沢	同 市同 町下手渡字上代	土石流	
上代沢	同 市同 町下手渡字上代	土石流	
蟹沢の沢	同 市同 町下手渡字蟹沢	土石流	
作ノ内2号沢	同 市同 町下手渡字作ノ内	土石流	
根廻沢	同 市同 町下手渡字根廻	土石流	
平井沢	本宮市青田	土石流	
本郷沢	同 市岩根	土石流	
下樋沢	同 市岩根	土石流	
小山1号沢	同 市岩根	土石流	
小山2号沢	同 市岩根	土石流	
小山3号沢	同 市岩根	土石流	
北大沢	同 市和田字北大沢	土石流	
大岩入沢	同 市白岩字大岩入	土石流	
橋向1	田村市都路町古道字橋向	土石流	
道ノ内1	同 市同 町岩井沢字道ノ内	土石流	
高野作	同 市大越町早稲川字高野作	土石流	

平太郎	同	市同	町平太郎	急傾斜地の崩壊
平太郎1号	同	市同	町平太郎	急傾斜地の崩壊
平太郎2号	同	市同	町平太郎	急傾斜地の崩壊
宮沢1号	同	市同	町宮沢	急傾斜地の崩壊
宮沢2号	同	市同	町宮沢	急傾斜地の崩壊
宮沢3号	同	市同	町宮沢	急傾斜地の崩壊
宮沢4号	同	市同	町宮沢	急傾斜地の崩壊
代	同	市同	町代	急傾斜地の崩壊
入山2号	同	市内郷白水町	入山	急傾斜地の崩壊
入山3号	同	市同	町入山	急傾斜地の崩壊

〔次の図〕は、省略し、その図面を福島県土木部河川港湾総室砂防課及び当該土砂災害警戒区域又は当該土砂災害特別警戒区域を所管する福島県建設事務所に備え置いて縦覧に供する。）

(砂防課)

福島県告示第二百十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画法に係る事業計画の変更について、次のとおり認可した。

平成二十六年三月二十八日

福島県知事 佐藤 雄平

- 一 施行者の名称 福島市
- 二 都市計画法の種別及び名称 県北都市計画下水道事業（福島市公共下水道）
- 三 事業認可の年月日 昭和三十九年九月六日
- 四 事業施行期間 昭和三十九年九月六日から平成二十八年三月三十一日まで
- 五 事業地 収用の部分 変更なし
使用の部分 なし

(下水道課)

福島県告示第二百十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画法に係る事業計画の変更について、次のとおり認可した。

平成二十六年三月二十八日

福島県知事 佐藤 雄平

- 一 施行者の名称 湯川村
 - 二 都市計画法の種別及び名称 塩川都市計画下水道事業（湯川村特定環境保全公共下水道）
 - 三 事業認可の年月日 平成八年七月十二日
 - 四 事業施行期間 平成八年七月十二日から平成二十八年三月三十一日まで
 - 五 事業地 収用の部分 都市計画法事業を認可した件（平成十四年福島県告示第千三百三十三号）の事業地のうち河沼郡湯川村大字清水田字田中の一部の区域を変更する。
- 使用の部分 なし

(下水道課)

公 告

公告第九十九号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定による特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、次のとおり公告する。

平成二十六年三月二十八日

福島県知事 佐藤 雄平

- 一 申請のあった年月日 平成二十六年三月十日
- 二 名称 特定非営利活動法人ネイチャーズ・プラン
- 三 代表者の氏名 清野 克純
- 四 主たる事務所の所在地 福島県耶麻郡猪苗代町字堰間六千三百四十二番地九十五
- 五 定款に記載された目的 この法人は、「生産施設」並びに「住」の環境に、小規模・省エネ・小コストで安全・安心の自然の叡智を活かした装置、或いは自立型再生可能エネルギーの導入を提案し、利活用を通じて当該エネルギーの普及と技術の進歩に寄与する。さらに、蓄積された情報やノウハウを基に、地域の団体や組織若しくは自治体等への導入のためのコンサルを行い、企業や地域に於ける持続可能な生活環境を創造し、活性化に寄与することも併せて目的とする。

公告第百号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が就任した旨届出があった。

平成二十六年三月二十八日

福島県知事 佐藤 雄平

土地改良区の名称

福島市土地改良区

就任した役員

役別 氏名

理事 猪狩 忠則

住所

福島市飯坂町平野字堰端一〇番地

福島県公安委員会

（農村計画課）

（文化振興課）

福島県道路交通規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年 3月28日

福島県公安委員会委員長 高 瀬 淳

福島県公安委員会規則第2号

福島県道路交通規則の一部を改正する規則

福島県道路交通規則（昭和35年福島県公安委員会規則第14号）の一部を次のように改正する。

別表第3市道（福島市）古屋敷桜町線の項の次に次のように加える。

市道（郡山市）城清水川田三丁目線	郡山市字城清水121番1地先から同市安積町荒井字北田6番1地先まで
------------------	-----------------------------------

別表第3市道（郡山市）早稲原喜久田線の項の次に次のように加える。

市道（郡山市）安積二丁目一丁目1号線	郡山市安積一丁目171番地先から同市安積一丁目135番地先まで
市道（郡山市）安積一丁目6号線	郡山市安積一丁目135番地先から同市安積一丁目136番地先まで

別表第3市道（いわき市）花畑町相子島線の項の次に次のように加える。

市道（いわき市）田中・砂田線	いわき市小名浜野田字田中127番1地先から同市小名浜住吉字砂田10番3地先まで
----------------	---

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

(交通規制課)